

朝日新聞社に抗議と質問状を出しました。

朝日新聞社は、6月18日付けの夕刊の素粒子欄で、死刑執行した鳩山法務大臣を「永世死刑執行人 またの名を死に神」といって非難中傷しました。鳩山法務大臣は、その職務に基づいて死刑執行命令に署名したのですから、非難されるいわれはありません。死刑執行した者を非難侮辱することは、死刑を望んでいる犯罪被害者遺族を非難することになるだけでなく、死刑を求刑した検察官、死刑の言い渡しをした裁判官、刑の執行に關係した刑務官なども侮辱することで、絶対許すことはできません。

そこで、あすの会は、6月25日に朝日新聞社に抗議と質問状を送るとともに、記者会見をしてこのことを発表しました。新聞、テレビで大きく報道されました。これに対して朝日新聞社は、7月1日に回答を送ってきましたが、言い訳ばかりでこちらの質問に答えていませんでした。そこで7月7日に再度質問状を送るとともに、記者会見で発表しました。7月14日に再回答がきましたが極めて不満足なものでしたので、7月23日に再度、記者会見を開き、当会の質問に対して同社の説明責任を果たそうとしない回答姿勢を批判するとともに、誠実な対応をするよう抗議しました。

地下鉄サリン事件被害者の会代表高橋シズエさん、全国被害者支援ネットワークも朝日新聞社に対し抗議文を送ってくださいました。

当問題に関しメールや電話で多くの方々が当会の姿勢を応援してくださり、大変力づけられました。

往復の文書を掲載します。

2008年6月25日

朝日新聞社

代表取締役社長 秋山耿太郎 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡 村 勲

抗議および質問

平成20年6月18日付け貴社夕刊に「永世死刑執行人 鳩山法相。「自信と責任」に胸を張り、2カ月間隔でゴーサイン出して新記録達成。またの名、死に神。」という素粒子欄記事(以下「本記事」という)を見て驚愕しました。

永世死刑執行人、死に神の正確な意味は分かりませんが、少なくとも良い意味では使われてはいません。本記事は、法務大臣だけでなく、死刑求刑した検察官、死刑判決した裁判官、執行に関与した関係者等すべてを侮辱するものと言わざるを得ません。

特に衝撃を受けたのは犯罪被害者遺族です。

確定死刑囚の一日も早い死刑執行を待ち望んできた犯罪被害者遺族は、法務大臣と同様に永世死刑執行人、死に神ということになってしまいます。犯罪被害者遺族は、これまで数多くの二次被害、三次被害を受けてきましたが、今回ほど侮辱的で、感情を逆撫でされる苦痛を受けたのは初めてです。また本記事は、犯罪被害者遺族が、死刑を望むことすら悪いことだというメッセージを国民に与えかねません。

死刑判決が確定した死刑囚に対して、法務大臣が原則として6ヶ月以内に死刑を命じなければならないことは、刑事訴訟法475条に定められており、鳩山法務大臣は、法律に従って肅々と死刑執行を命じたに過ぎないのです。本来法治国家とは、法律が制定されるだけでなく、それが執行されてはじめて意味を持つのですが、法を執行する法務大臣を非難することは、法治国家を否定することにもなります。

本記事が掲載された後、多くの非難抗議を受けた貴社は、「鳩山氏や関係者を中傷する意図はなかった、法相のご苦労や被害者遺族の思いは、十分承知している」など弁明されました。本当に分かっておれば、このような侮辱的な言葉は使用できないはずです。「風刺はつくづく難しいと思う」ともありましたが、死刑という厳肅な問題を風刺の対象にすることも、不穏当ではありませんか。

そこで、次のとおり公開の質問をいたしますので、1週間以内に全国犯罪被害者の会（あすの会）宛にご回答を頂きたく、お願ひいたします。

質問事項

- 1 永世死刑執行人、死に神の意味を明らかにしてください。この言葉に、犯罪被害者は塗炭の苦しみを味あわされているのです。
- 2 本記事が、死刑を求める犯罪被害者遺族にどんな気持を起こさせるか考えなかったのですか。考えたとすれば、どうして本記事を書かれたのですか。
- 3 本記事後、貴社は「法務大臣や関係者を中傷する意図は全くありません」とのコメントを発表していますが、意図はどうであれ、「永世死刑執行人、またの名、死に神」との記載は、法務大臣に対する侮辱中傷になると思いませんか。
- 4 6月21日の素粒子「それでも死刑執行の数の多さをチクリと刺したつもりです」とありますが、法務大臣の死刑執行の数がどうして問題になるのでしょうか。

以上

2008年6月30日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 熱 様

東京都中央区築地5-3-2

朝日新聞社

役員待遇広報担当 松本 正

冠省

貴会から弊社社長秋山耿太郎宛に、08年6月25日付で「抗議および質問」をいただきました。職掌上、広報部門の責任者である私から回答させていただきます。

1. 法相の死刑執行への署名が法律に基づくものであることは言うまでもありません。朝日新聞社は死刑廃止の立場は持っていません。そのうえで、死刑は人間の生命を断つ究極の権力行使であるため、執行にあたっては慎重のうえにも慎重な対応を求めてきています。

鳩山法相は6月20日の記者会見で死刑執行への署名について「心境おだやかではない」「苦しんだあげくに執行した」と述べておられます。その法相の思いは十分に理解しております。

一方で、法相は昨年9月25日の記者会見で、「半年以内に死刑は執行されねばならないという規定が自動的に進むような方法はないのか」と語った後、「ベルトコンベヤーと言ってはいけないが、順番通りということなのか、それとも乱数表なのか、わからないけれど」と述べています。その発言の後、ほぼ2か月間隔で死刑の執行を命じ、就任から1年足らずで13人の死刑が執行されました。

死刑の執行にかかる鳩山法相のこうした一連の言動や歴代法相の中でも死刑執行件数が多くなっている点などを踏まえ、社会の様々な出来事を短行で批評する「素粒子」筆者の視点から、「永世死刑執行人」「死に神」という表現を用いました。

2. 「永世死刑執行人」「死に神」という表現は鳩山法相の死刑にかかる一連の言動に基づいて批評したものであって、被害者遺族やその他の方々に対するものでは決してありません。これに対し、貴会から「抗議および質問」をいただきました。今回のコラムが犯罪被害者遺族にどんな気持ちを起こさせるか考えなかったのか、というご質問ですが、皆様のお気持ちに思いが至らなかつたといわざるをえません。ご批判を厳粛に受け止め、教訓として今後の報道に生かしていきます。

朝日新聞社はこれまで犯罪被害者の皆様が置かれている状況を重視し、その報道に力を注いできました。それだけに今回、貴会から抗議をいただいたことは誠に残念です。ご指摘いただいた内容を社内に周知します。

3. 鳩山法相を中傷する意図は全くありませんでした。法相が「侮辱」「中傷」とお受け取りになったとすれば、残念です。
4. 死刑執行件数の多さとほぼ2か月間隔で死刑が執行されたことを「素粒子」が取り上げたのは、第1のご質問に対する回答でご説明した通り、鳩山法相の一連の言動を踏まえてのものでした。

ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

草々

2008年7月7日

朝日新聞社

代表取締役社長 秋山 耿太郎 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡 村 熊

再質問

貴社から6月30日付で回答書が送られてきましたが、6月25日付の当会からの質問に正面から答えていないなど不満な点が多くあります。そこで、再度質問をいたしますので、貴社の明確な回答をお願いします。

1 「永世死刑執行人、死に神の意味を明らかにしてください。」という当会の質問に全く答えておられません。

質問はこの用語使用に至る経過ではなくて、用語の意味です。言論をもって業とされる貴社は、用語の使用については確たる意味、定義に基づいてこの用語を使用されたものと思います。この言葉に被害者は最も傷つけられたのですから、貴社の明確な回答をお願いします。

2 「法務大臣の死刑執行の数がどうして問題になるのでしょうか」という当会の質問にも全く答えておられません。そればかりか貴回答書において「就任から1年足らずで 13 人の死刑が執行されました」との記載があり、13 人につき死刑が執行されたことが問題であるかのような記載がなされています。死刑判決を受けた死刑囚に対して 6 ヶ月以内に執行を命じることは法律で定められた法務大臣の職務です。

法務大臣が 13 人について執行の命令を下したことにはいかなる問題があるのでしょうか。13人が問題なら何人なら問題がないとお考えなのでしょうか。そもそも、凶悪犯罪を犯す人間が増え死刑判決が増えれば、死刑を執行される死刑囚が増えるのは当たり前でないのでしょうか。それとも死刑を執行されない死刑囚の数が増え続ければいいとお考えなのでしょうか。

この点について貴社の明確な解答を求めます。

3 貴回答書では(死刑の)「執行にあたっては慎重のうえにも慎重な対応を求めてきています」とありますが、これはいかなる意味でしょうか。13人の執行について、法相のどこが慎重さを欠いていたのか、慎重にするためにはどうすべきであったのか、慎重の内容をお示しください。)

死刑判決が確定し、執行することに何らの問題がないケースでも、できるだけ執行してはならないという趣旨でしょうか。貴回答書にある「朝日新聞社は死刑廃止の立場はとっています。」とあることと矛盾はないのでしょうか。

この趣旨を明確にお示しください。

4 島田大臣就任以来、死刑が執行された死刑囚13人が殺害した被害者は30人に上ります。貴回答書には「朝日新聞社はこれまで犯罪被害者の皆様が置かれている状況を重視し、その報道に力を注いできました。」とあります。死刑囚のなかには、幼い子4人を殺害して遺体を切断し、焼き、遺骨を遺族に送りつけるなどした宮崎勤死刑囚も含まれています。宮崎勤死刑囚の死刑執行に関する報道記事では、被害者遺族の思いに配慮した貴社の記事はほとんど見受けられず、逆に執行に抗議する弁護士や学者の意見を数多く紹介するなど、「犯罪被害者の皆様が置かれている状況を重視」しているとは到底思えません。

また、「皆様のお気持ちに思いが至らなかった」とのご回答にも、納得できません。遺族の悲しみ、怒りはいつまでも癒されることはありません。殺害犯人と同じ空気を吸っていると思うだけでも耐えられず、被害者の払う税金が死刑囚が生きていくための費用に使われていると考えるだけでも怒りがこみあげてくるのです。

事件発生当時は遺族に対する過剰とも言える取材や報道をしながら、死刑確定後は死刑囚のことだけを考え、被害者の存在を忘れるのは、なぜでしょうか。この点についてどうお考えか、明確な回答をお願いいたします。

以上の質問についてのご回答は、1週間以内にお願いいたします。

以上

2008年7月14日

全国犯罪被害者会（あすの会）
代表幹事 岡村 熊 様

東京都中央区築地5-3-2

朝日新聞社

役員待遇広報担当 松本 正

冠省

貴会から弊社社長秋山耿太郎宛に08年7月7日付で「再質問」をいただきました。職掌上、社外の方からの抗議などにお答えする広報部門の責任者である私から回答させていただきます。

「素粒子」が「永世死刑執行人」「死に神」という表現を用いたのは、鳩山法相の死刑執行にかかる一連の言動を踏まえてのことであることは、6月30日付の回答でお伝えしました通りです。

繰り返しになりますが、法相は昨秋、記者会見で次のように語っています。

「半年以内に死刑は執行されねばならないという規定が自動的に進むような方法はないのか」「ベルトコンベヤーと言ってはいけないが、順番通りということなのか、それとも乱数表なのか、わからないけれど」

その後、法相はほぼ2ヶ月間隔で死刑の執行を命じました。死刑が執行された死刑確定者の数は、就任から1年足らずで13人になっています。

弊社は、法に基づく法相の執行命令そのものを問題にするつもりはありません。「素粒子」で取り上げたのは、死刑執行に関わる法相の発言を踏まえてのものであることをご理解いただきたいと思います。

今回の「素粒子」が犯罪被害者遺族にどのようなお気持ちを起こさせるかについて思ひが至らなかったことにつきましては、ご批判を弊社として厳粛に受け止めておりますことを、改めてお伝えさせていただきます。

犯罪被害者遺族の皆様が凶悪な犯罪を引き起こした被告たちに死刑判決を求める、確定死刑囚の死刑執行を望んでおられるお気持ちについては、弊社としても十分に理解しております。

今回のことの教訓にして、犯罪被害者の方々のお気持ちにいっそう心を配り、取材・報道にあたってまいります。

ご理解いただきたく、お願ひ申しあげます。

草々

2008年7月23日

朝日新聞社

代表取締役社長 秋山耿太郎 様

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡 村 獻

当会の7月7日付け再質問に対して、7月14日付回答書を頂きました。
再質問は、

- 1 「永世死刑執行人」、「死に神」という言葉の意味
- 2 13人の死刑が多いとすると、何人ならよいのか、死刑囚の数が増え続けてもよいというのか
- 3 死刑執行に対して法務大臣のどこが慎重さを欠いたのか、慎重にするためにはどうすべきであったか、慎重の内容は何か
- 4 死刑確定後は遺族の存在を忘れるのは、なぜか

というもので、素粒子および6月30日付け回答に対する質問でした。

ところが今回のご回答は、4については、批判は厳粛に受け止めるとあります、1ないし3については、法務大臣の(一連の)言動を踏まえてのことであったとする6月30日付け回答の繰り返しで、質問には全く答えておられません。

貴社をはじめ報道機関は、「説明責任」という言葉をよく使われます。「永世死刑執行人」「死に神」呼ばわりが、法務大臣の言動に対して述べられたものであるとしても、犯罪被害者に深い心の傷を負わせた以上、犯罪被害者の質問に対して、貴社は説明責任を負うではありませんか。

二つの回答書を見て、貴社は、真っ正面から質問に応えることを避けておられるように思えてなりません。

報道界で大きな地位をしめられる貴社は、犯罪被害者の質問に真摯に説

明されるか、それができないときは、その理由を述べて謝罪すべきではありますか。

経過説明をいくら繰り返されても納得できるものではございません。

「犯罪被害者の気持ちにいっそう心を配られる」のなら、もっと誠実な対応をしてくださるよう、お願い申し上げます。

以上